

事業事前評価表

1. 案件名

国名：ベトナム社会主義共和国（ベトナム）

案件名：和名 法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト

英名 Enhancing the quality and efficiency of developing and implementing laws in Vietnam

2. 事業の背景と必要性

(1)当该国における法・司法セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
ベトナム政府は 1986 年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行を進め、様々な開放政策の一環として市場経済化に対応する法司法制度の整備を進めてきた。

2005 年には、共産党中央執行委員会政治局第 48 号決議「法制度整備戦略」（近代的な法治国家への転換と市場経済体制の確立を目指した 2020 年までのベトナム法整備及び法運用・法執行体制改善のための戦略）及び第 49 号決議「司法改革戦略」（2020 年までのベトナム司法制度改革の戦略）が発表され、同決議のもと、ベトナム政府全体として 2020 年を目標年とした法・司法制度改革を進めてきた。

JICA は、1996 年より司法省（Ministry of Justice : MOJ）への協力を皮切りに、カウンターパート機関に最高人民裁判所（Supreme People's Court : SPC）、最高人民検察院（Supreme People's Procuracy : SPP）、ベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation : VBF）を加えながら、主に民事法関連の法規範文書¹の起草支援や法曹人材育成、裁判実務や法執行実務の改善を目的とした技術協力を行ってきた。

具体的には、累次の民法改正をはじめ、民事訴訟法、刑事訴訟法、国家賠償責任法、破産法等の起草、実務マニュアル作成や研修を通じた法律実務家の人材育成等を支援してきた。

2015 年からは、政府提案の法規範文書の査定を担当する首相府（Office of the Government : OOG）をカウンターパート機関に加え、「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を実施した（2020 年まで）。

同プロジェクトでは、単体の法規範文書の制定支援のみならず、かねてから問題視されてきた、法規範文書相互間の不整合、法規範文書の多義的かつ不明確な規定の抑制・是正、及び法規範文書の統一的かつ適正な運用・適用を実現するための、法務・司法関係機関の組織的な能力向上を支援した。

しかし、法規範文書相互間の不整合の問題は、①法律間、②法規範文書中の上位法と下位法の間、③中央と地方の法規範文書間、それぞれにおいて発生

¹ ベトナムではいわゆる法令のことを「法規範文書」と呼称している。法規範文書には憲法、国会の法律、議決等がある（法規範文書発行法 4 条）。

しており、依然として、立法過程における法規範文書間の整合性確保が政策課題の一つとなっている。また、制定された法規範文書が公正かつ効率的に運用・執行されていないといった問題も注目されてきている。

ベトナムは上記共産党中央執行委員会政治局第 48 号決議及び第 49 号決議の成果の総括結果を踏まえ、本事業開始後の 2022 年 11 月に、共産党中央執行委員会の決議 27 号において「新段階におけるベトナム社会主義法治国家の建設及び完全化の継続について」（以下「法・司法改革にかかる新方針」と言う。）を策定した。同決議はこれまでの法・司法改革の継続を強調し、上述の法規範文書間の整合性をはじめ、法・司法分野の人的リソースの拡充、裁判所、検察院等の組織強化、弁護士の拡充などを課題として指摘している。本事業は、上記総括において未達成と評される法・司法改革にかかる課題のうち、法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性の確保、法執行における効率性の向上に向けて、法・司法改革にかかる新方針で指摘されている方向性や優先テーマを念頭におき、カウンターパート機関が取り組むべき最優先テーマを選定し、その解決策の提案を支援することにより、もって、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上することを目指すものである。

(2) 法・司法セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ

1) 我が国の協力方針

我が国の対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針の中目標「ガバナンスの強化」において司法・立法・法執行能力の強化等、統治能力向上のための取組を支援することを掲げている。

また、法制度整備支援に関する基本方針として「法制度整備支援に関する基本方針」（2013 年 5 月改訂）を作成している。同基本方針では、「基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用を支援」としており、ベトナムは重点対象 8 カ国の 1 つとなっている。

2) JICA の協力方針

JICA 国別分析ペーパー（2020 年）では、「司法・立法・法執行能力は、1990 年代から実施している法・司法制度支援において、主に民事分野の基本法の整備や司法機関の能力強化支援が一定の成果を挙げているが、立法過程における法令間の整合性が保たれていないなどの課題への対応が必要」とされている。加えて「法・司法制度支援については、これまでの支援の成果を踏まえ、将来的には JICA 以外のステークホルダー（法務省、日本弁護士連合会、大学等）とベトナム側との自立的な関係構築を念頭におきつつ、社会経済の変化に対応した新たなアプローチに基づく支援を検討する。」旨言及されている。

また、JICAの課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「ガバナンス」では、人身や言論の自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が実現し、一人一人の国民が幸福に生活できる社会の実現を目的として、民主的かつ包摂的なガバナンスの強化を支援する方針を掲げている。法令の整備・運用、司法アクセスの向上、そのための人材育成等は「法の支配の実現」に寄与する協力を位置づけている。この内容は、「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」とするSDG16.3にも直接合致している。

3) まとめ

法規範文書制度の質の向上や法執行の運用改善に取り組む本事業は、上記の我が国の協力方針、JICAの協力方針に合致しており、ベトナムにおける法の支配を強化するとともに、SDGs ターゲット 16.3「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」の達成に資するものである。

なお、本事業は、法・司法改革にかかる新方針を念頭に、ワーキンググループ活動を通じて未達成課題に集中的に取り組むだけでなく、協力活動を通じて日越の幅白い法・司法機関間の連携促進も企図されており、ベトナム側の事情に応じた新たなアプローチ・協力手法を採用するものである。

(3) 他の援助機関の対応

ベトナムにおける法整備、法・司法改革支援分野においては、過去にはカナダやアメリカ等のドナーが協力を行ってきた。現在は、GIZ、KOICA、EU（+UN 機関・NGO）が主たるドナーとして法・司法セクターへの協力を実施している。

①GIZ は、2013 年頃から延長や更新を繰り返しながら、OOG に対し「Support to the Office of the Government in Legal Affairs」を実施している（2020 年 8 月より 3 年。）。GIZ は立法計画に掲載されている法律案の査定への支援や、法規範文書の査定プロセスに対する助言やマニュアル等の作成支援を行っている。

②KOICA は SPC を対象とし「The Project for Improvement of the Transparency and the Quality of Adjudication in the Vietnam people's court」（2019 年～2023 年）を実施している。具体的には事件管理システムの構築、ICT 機材の供与、事件配点システムの整備や、裁判官の能力向上の観点から各種セミナー開催に協力している（オンライン裁判自体は SPC が独自に進めている）。

③EU は、UNDP/UNICEF 及び Oxfam を主な実施機関として、MOJ との間で「JULE (Justice and Legal Empowerment Programme) in Vietnam」（2018 年～2020 年：2022 年 10 月まで延長）を実施してきた。MOJ を窓口機関と

して脆弱グループ、特に女性、子ども、少数民族、貧困層への司法アクセスの強化に向けた協力を行っていた。

④UNICEFは、司法省を窓口機関として「Justice for Children」を実施し、子ども及びジェンダーにより配慮した司法制度を構築することを目的とした協力を実施している。

これら各ドナーの活動は、本事業の主たるカウンターパート機関であるOOGやMOJ、SPCが主体的にコントロールすることにより、重複を避け、適切に役割分担が図られている。相互に密に連絡調整を行うとともに、プロジェクト活動として実施するセミナー等に相互に参加し合うこと等を通じて情報を共有し、相乗効果の発現を目指す。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ベトナムにおいて、法・司法改革にかかる新方針を念頭に特定された優先課題に基づき選定された最優先テーマに関する具体的な解決策がワーキンググループによって提案されることにより、法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上されることを図り、もって、法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ベトナム全土（首都ハノイが中心となる）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

1) 直接受益者：

プロジェクト運営規則・ガイドラインに基づき設置される、司法省（MOJ）、共産党中央内政委員会（CIAC）、首相府（OOG）、最高人民裁判所（SPC）、最高人民検察院（SPP）、ベトナム弁護士連合会（VBF）所属の職員等、ワーキンググループメンバー約50名～100名（6機関の合計）及びハイレベルフォーラムに参加するカウンターパート機関所属職員10名程度。

2) 最終受益者：

ワーキンググループ及びハイレベルフォーラムによって提示される提言や、ワーキンググループメンバーらによるセミナーや資料配布等を通して指導・助言・監督を受ける関連省庁及び全国の省・県レベルの法律実務家、立法実務者及び司法関係職員。

(4) 総事業費（日本側）

約7.6億円

(5) 事業実施期間

2021年1月1日～2025年12月31日（計5年間）

(6) 事業実施体制

1) 主管機関：司法省（Ministry of Justice）

2) その他の協力機関：

共産党中央内政委員会（Central Internal Affairs Committee：CIAC）

首相府（Office of the Government：OOG）

最高人民裁判所（Supreme People's Court of Vietnam：SPC）

最高人民検察院（Supreme People's Procuracy of Vietnam：SPP）

ベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation：VBF）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約264P/M）：総括／法・司法改革、立法プロセス、民事法改善、裁判実務・検察実務・弁護士実務改善、業務調整 等

② 調査団派遣：法・司法分野の専門家派遣

③ 研修員受け入れ：法的整合性、法執行、司法実務改善 等

④ プロジェクト費用の一部

⑤ 日本国内における案件実施のための施設の提供

2) ベトナム国側

① 各カウンターパート機関からの人員

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

これまで JICA は、「ベトナム法整備支援プロジェクトフェーズ 1」（1996～1999 年）、同フェーズ 2（2000～2003 年）及び同フェーズ 3（2003～2007 年）を実施し、改正民法や民事訴訟法等の起草支援、法律実務家を対象にした実務マニュアルの作成などの成果を挙げた。

更に、「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ 1」（2007～2011 年）、同フェーズ 2（2011～2015 年）を実施し、地方の法曹及び司法関係職員が直面する実務的な問題点の把握及び解決方法を検討するノウハウが中央機関に蓄積され、そうした一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着するなど、裁判実務や法規範文書の執行実務の改善が図られた。

また、2015 年から 2020 年までに実施した「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」では、2020 年を目標年としたベトナム政府の法・司法改革にかかる取組を支援するため、法規範文書間の整合性の向上

を目的とした契約紛争及び裁判外紛争解決処理、財産保護等に関する現行法制度の調査研究や、刑事司法に関与する裁判官・検察官・弁護士からなる法曹三者での共同活動を実施し、統一かつ整合性の取れた法・司法制度の実現に向けた活動を実施した。

本事業では、2020年までに達成が出来なかった各カウンターパート機関の法・司法改革にかかる課題のうち、法規範文書制度の統一性及び整合性、実現性並びに利用可能性の確保、法執行における効率性の向上に向けて、法・司法改革にかかる新方針で取り込まれうる方向性や優先テーマを念頭に置きながら、カウンターパート機関が取り組むべき最優先テーマを選定して、その具体的な解決策を提案するものである。

2) 他援助機関等の援助活動

2. (3) のとおり、OOG との関係では GIZ、SPC との関係では KOICA との間で調整が必要となる。ドナーの役割分担はカウンターパート機関が自ら行っている。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 (A,B,C を記載) : C

② カテゴリ分類の根拠 :

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項 : 特になし

3) ジェンダー分類 : ジェンダー対象外

(10) その他特記事項 : 特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標 :

法・司法改革が促進され、国家の国際競争力が強化される。

【指標及び目標値】

ベトナム共産党によって取りまとめられた新たな法・司法制度改革の項目のうち、法・司法改革の促進、国家の国際競争力に関連する項目について改革が進展する。

(2) プロジェクト目標 :

法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上する。

【指標及び目標値】

指標 1：法規範文書の制度の質を確保するため、又は効果的な法執行を確保するための問題点が整理され、解決策が JCC に提案される。

指標 2：上記解決策のうち優先度が高い内容が、カウンターパート機関により、プロジェクト期間中に実施される。

(3) 成果：

(成果 1) ベトナム共産党、国会、ベトナム政府の法・司法改革にかかる新方針が策定されることを念頭に、法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して政府による法規制の負担が軽減するとともに、法の執行における効率性が向上する観点から、カウンターパート機関 (MOJ、CIAC、OOG、SPC、SPP、VBF) によって特定された優先課題に基づき選定された最優先テーマの解決策を検討するワーキンググループが設置される。

(成果 2) 新方針の内容に沿って、法規範文書制度の統一性、整合性及び実現性並びに利用可能性を確保して政府による法規制の負担が軽減するとともに、法の執行における効率性向上の観点から、最優先テーマに関する具体的な解決策がワーキンググループによって提案される。

【指標及び目標値】：

(成果 1 について)

指標 1-1：2025 年までの段階及びその次の期間に向けて、カウンターパート機関が取り組むべき主要課題と評価される優先課題が特定される。

指標 1-2：カウンターパート機関が優先課題に対する解決策を研究し、提案することが可能と認められるテーマが最優先テーマとして選定され、各機関責任者に報告される。

指標 1-3：最優先テーマの解決策を検討するワーキンググループが、各カウンターパート機関で、最低 2 グループ設置される。

(成果 2 について)

指標 2-1：各ワーキンググループにおいて、最優先テーマに対する解決策が、最優先テーマの内容・性質を踏まえ提案される。

指標 2-2：各カウンターパートで解決策が少なくとも 2 つ提案される。

指標 2-3：提案された解決策には、法規範文書制度の統一性、整合性、実現性、利用可能性の確保に資する要素又は法の執行における効率性向上に資する要素が含まれている。

(4) 活動

- 1) 優先課題を特定し、ワーキンググループを設置する。
- 2) 各ワーキンググループで活動計画を策定し、社会調査、セミナー又はワークショップを実施する。
- 3) 各ワーキンググループで研究・討議される課題のうち、容易に解決できない課題についてハイレベルフォーラムを開催する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ベトナム共産党、国会、ベトナム政府による法・司法改革にかかる新たな方針が発表される。
- ・実施機関に大きな組織改編が生じない。
- ・実施機関の所管業務に大きな変更が生じない。
- ・新型コロナウイルス感染拡大における措置により、WG 活動が大きく制限されない。

(2) 外部条件

- ・2020 年を目標とする法・司法改革戦略の総括結果がベトナム政府より共有される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

本事業の前フェーズである「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（2015～2020 年）の中間レビューでは、カウンターパート機関の役割や機能、課題の把握と原因分析に加え、それらを踏まえた成果や活動方法・内容の設定が十分でなく、継続性に欠けたアドホックな活動状況になっているとの指摘がなされた。

その原因として、法令の整合性に協力活動の比重を移したにもかかわらず、案件立ち上げ時点での同整合性の問題について十分な調査・分析等が不足していたことが指摘され、PDM の表現が多義的であることと相まって、効果的効率的なプロジェクト活動を妨げているとの教訓が指摘された。これを受けて、「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」では、中間レビュー後に PDM を改訂し、協力対象分野を絞り活動方法・内容をより明確にした。

(2) 本事業への教訓

- (1) で示された評価結果有効に活用するため、協力 1 年目（2021 年）を準備期間に当てることで、カウンターパート機関との間で、本事業の枠組みやコンセプトを丁寧に説明でき、かつ最優先テーマや WG の進め方について緊

密な協議ができた。この結果、コロナの影響により遅れが見られたものの、2年目（2022年）に入り、カウンターパート機関において、当初1年目に予定されていた最優先テーマの設定及びワーキンググループの設置がなされた。

協力2年目（2022年）以降は、ワーキンググループ活動を通じて、最優先テーマに関する具体的な解決策を提案することになっている。これにより、カウンターパート機関によるアド・ホックな要請に基づく活動ではなく、最優先テーマに係る解決策の検討のため、プロジェクトは継続的かつ集中的にワーキンググループ活動に関与していくことが期待できる。

なお、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」（2015～2020年）の中間レビューにおける提言をもとに、同プロジェクトではSPC・SPP・VBFの法曹三者による共同活動を実施した。機関を超えた横断的な活動が、統一的かつ整合性のとれた司法手続の実施に資するとして評価を得た。こうした機関間の活動を、ワーキンググループ活動の進捗を踏まえ、プロジェクトが触媒となり継続していくことが求められる。

7. 評価結果

本事業は、ベトナムの開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、法規範文書制度の質の向上や法執行の運用改善を通じて法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に資するものであり、SDGsターゲット16.3「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業完了3年後 事後評価

以上